

公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令和4年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）提出について

公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令和4年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものとする。

令和5年9月7日提出

日立市長 小川春樹